

遠野市監査委員告示第11号

令和3年9月30日

令和3年度工事監査（令和2年度施工分）の結果に基づき講じた措置について、令和3年9月27日付け遠財第52号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

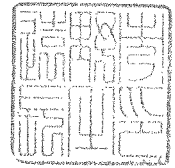


遠 財 第 52号

令和 3 年 9 月 27 日

遠野市監査委員 様

遠野市長 本 田 敏 秋



令和 3 年度工事監査 (令和 2 年度施工分) の指摘事項等に対する措置方針について (報告) 標記のことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 上宮守浄水場急速ろ過池更生工事【上下水道課】

[指摘事項]

工事請負契約書について、印紙税の軽減措置の対象であるにもかかわらず本則税率による印紙が貼付されていた。正当な税率に対して千円の過多が認められた。

[改善方針]

契約書作成時、印紙税法に定められている印紙額を請負業者と市の双方で確認する。また、契約書受け取りの際に再度、印紙額が正しいかを確認する。過不足が認められた場合は速やかに適正な額となるよう対処する。

[対応状況]

市担当者より契約相手方へ収入印紙は 1,000 円が適正額であり、印紙税の過誤納金として還付申請が可能であることを伝えた。それに対し、相手方より、過誤納金の還付を受けるため印紙税過誤納確認書を提出するとの連絡があった。

(2) 宮守中心市街地情報板整備工事【管財担当】

[指摘事項]

工事請負契約書について、印紙税の軽減措置の対象であるにもかかわらず本則税率による印紙が貼付されていた。正当な税率に対して千円の過多が認められた。

また、工事請負契約書に添付された約款が、委託契約書に係るものであった。工事自体については、設計書通り施工されていることを確認したことから、約款の取違いによって完工後の事項に遺漏等を生じないよう手当てされたい。

[改善方針]

契約書取り交し時に印紙税法に定められている印紙額を確認し、双方で事前確認を行う。



約款の取違については、契約書作成時には内部チェック機能を強化しより一層契約事務執行に留意する。

[対応状況]

正当な印紙税率に対して過剰があることについては、印紙税の過誤納金として還付申請が可能である旨を相手方に伝えた。相手方から還付申請の意向はないとのことから、現契約書を保持することで対応することとした。

約款の取違の件については、どちらの約款も工事又は業務の完成を目的とする請負に関する契約であり、約款の違いにより完工後の事項には支障がないことを確認し、現契約書を保持することとした。

(3) ふれあいホーム附馬牛真空ヒーター更新工事【管財担当】

[指摘事項]

工事請負契約書について、当該契約書が消費税等の額が区分記載されたものにもかかわらず消費税等を含む全体金額に応じた、当該金額に印紙税の軽減措置を適用した後の税率による印紙が貼付されていた。正当な税率に対して4千円の過剰が認められた。

[改善方針]

契約書取り交し時に印紙税法に定められている印紙額を確認し、双方で事前確認を行う。

[対応状況]

正当な印紙税率に対して過剰があることについては、印紙税の過誤納金として還付申請が可能である旨を相手方に伝えた。相手方から還付申請の意向はないとのことから、現契約書を保持することで対応することとした。

(4) 土淵小学校屋内運動場大規模改造（建築）工事【まちづくり推進課】

[指摘事項]

工事請負変更契約書について、当該契約書が消費税等の額が区分記載されたものにもかかわらず消費税等を含む全体金額に応じた、当該金額に印紙税の軽減措置適用前の税率による印紙が貼付されていた。正当な税率に対して500円の過剰が認められた。

[改善方針]

契約書作成時には印紙税法に定められている印紙額を確認し、双方で事前確認を行う。

契約書の受取時にも再度確認し、印紙貼付け間違いがないよう事務の徹底を図る。

[対応状況]

市担当者より契約相手方へ印紙税法上の金額は500円が適正であり、印紙税の過誤納金として還付申請が可能である旨を伝えた。

相手方より消費税込みの工事金額に対して収入印紙を貼付したことは認識不足であったが還付申請の意向はない旨の回答があった。還付申請の意向がないことから、現契約書で業務継続することを双方で確認した。